

改正後	改正前
<p>（業務又は会計状況の検査の請求） 第二十六条 法第二百二十三条第一項の規定による業務又は会計の状況の検査の請求は、検査請求書（別記第四十号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。 一・二 略 三 同意者の名簿 四 略</p>	<p>（業務又は会計状況の検査の請求） 第二十六条 法第二百二十三条第一項の規定による業務又は会計の状況の検査の請求は、検査請求書（別記第四十号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。 一・二 略 三 同意者の名簿（署名又は記名押印のあるものに限る。） 四 略</p>